

道づくりだより

第46号

2011.12 島根県道づくり調整会議



Contents

1. 尾道松江線 大万木トンネル(仮称)の本坑が貫通しました。(高速道路推進課)
2. (主)西郷都万郡線 大津久工区の全線開通について(道路建設課)
3. 市道新山中線が開通しました(江津市)
4. 七類港の臨港道路について(港湾空港課)
5. 西益田大橋を補強・補修しています(農地整備課)
6. Twitter(ツイッター)による道路情報の提供について(道路維持課)推進課)



尾道松江線 ^{おおよぎ} 大万木トンネル(仮称)の本坑が貫通しました。

尾道松江線の『大万木(おおよぎ)トンネル(仮称)』(L=4,878m)が12月19日に貫通し、多数の工事関係者の出席のもと貫通式典が開催されました。式典では、貫通発破の後、島根、広島両側の関係者が貫通点で合流し、万歳三唱などで貫通を祝いました。

『大万木トンネル』は島根、広島の県境を貫くトンネルで、完成すれば米子自動車道 摺鉢山トンネルの全長4,099mを抜いて、中国地方で最長の道路トンネルとなります。平成20年11月に島根県側から着工し、その後広島県側(3,016m)と島根県側(1,862m)を両側から24時間体制で掘り進み、約36ヶ月の工事期間を要しました。この貫通は、平成24年度に予定されている松江自動車道の全線開通に向けた大きな一歩となります。



島根県側坑口は雪景色。約5kmの長大トンネルのため、本坑の横には並行して避難坑が設けてあります。



島根県側坑口部から1,862m進んだ先に、広島県境を示す表示がありました。この先は広島県です。

◆大万木トンネル工事概要図



大万木トンネル断面図



位置図



島根ふるさとフェア 2012

「大万木トンネル貫通石」を島根ふるさとフェア 2012 で配布します!

島根県東部高速道路利用促進協議会・中国横断道尾道松江線三次松江間建設促進期成会

1月21日(土)～22日(日)に広島グリーンアリーナ周辺で開催される島根ふるさとフェア2012において松江自動車道PRコーナーを出展し、「大万木トンネル貫通石」を配布する予定です。トンネル工事の貫通点で採取される「貫通石」は、古くから安産祈願や合格祈願の御守として広く珍重されてきました。

広島周辺にお知り合いのおられる方は、ぜひお声掛けくださいませ。



さいごうつまこおり おおづ
(主)西郷都万郡線 大津久工区の全線開通について

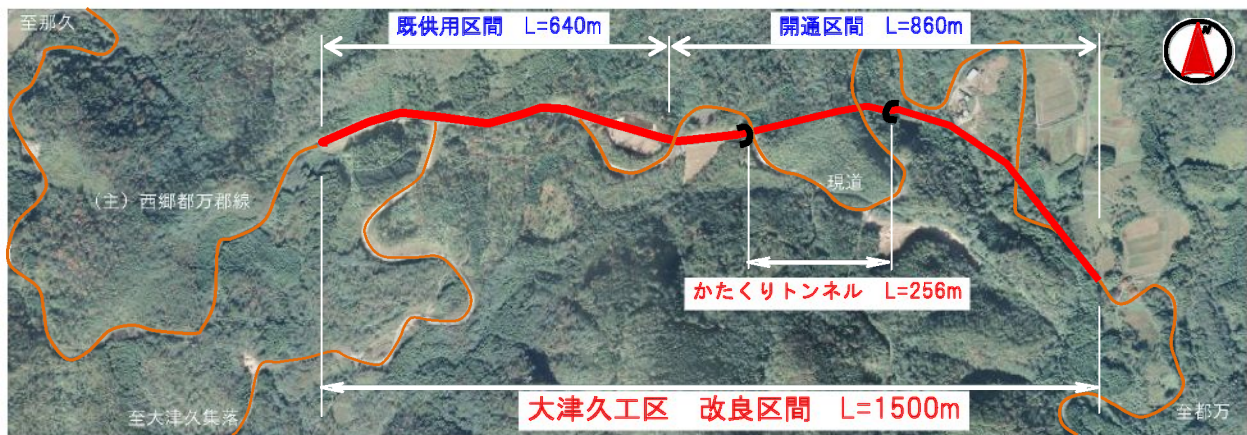
主要地方道西郷都万郡線は、隠岐郡隠岐の島町西田を起点とし、旧都万村を經由して旧五箇村に至る延長約35kmの幹線道路です。この路線は隠岐の島町の西部地域と市街地を結ぶ主要な生活道路として重要な路線であるとともに、大山隠岐国立公園に指定されている美しい海岸線を巡る観光路線でもあります。

大津久地区から都万に至る道路は幅員が4mと狭く、道路勾配も7~8%ときつい上、見通しも悪いことから早期の道路整備が強く望まれていました。

このため、島根県では、平成16年度より延長1500mの道路整備に着手し、平成21年度までに西側の640m区間を供用していましたが、このたび「かたくりトンネル」(延長256m)を含む延長860mの区間が完成し、工区全体の改良を終えることができました。

本工区の開通によって、バイパスによる道路延長の短縮や道路の線形が改善され、通過時間が約3分短縮されるとともに、より安全で快適な交通が確保されました。

また、12月21日には地元関係者など約30名が出席して開通式が行なわれ、都万保育所鼓笛隊によるセレモニーなどのあと、トンネルを通り初めし開通を祝いました。



開通式の様子



計画の概要

路線名	主要地方道 西郷都万郡線 大津久工区
工区延長	L=1500m
事業期間	平成16年度~平成23年度
総事業費	約17億円
道路規格	第3種 第4級 (40km/h)
道路幅員	(一般部) 車道2.75m×2車線+路肩1.5m=全幅員7.0m (トンネル部) 車道2.75m×2車線+路肩1.0m=全幅員6.5m
主要構造物	かたくりトンネル (256m)



カタクリの花

シンヤマナカセン 市道新山中線が開通しました

このたび、12月21日に平成16年度から事業を進めてきました市道新山中線が開通しました。

江津市道「新山中線」は、桜江町長谷地区と跡市町舞立地区を結ぶ道路であり、平成16年度に江津市と桜江町が合併し、本市西部において南北を連結する幹線道路として重要性の高い路線でした。

しかし従来は幅員(3.0m)は狭隘で、普通乗用車どうしの離合も極めて困難な状況であり、道路の整備が強く望まれていました。

～事業の概要～

整備区間：延長3.97km

(桜江町長谷～跡市町舞立)

事業期間：平成16年4月～平成23年12月

事業主体：江津市

道路規格：第3種 第4級

道路幅員：7.0m(車道5.5m)

設計速度：30km/h

総事業費：1,942百万円

位置図



幅員が狭く離合が困難(開通前)



整備

新山中線(開通後)



本市道の開通により、市域内の中心部と周辺各集落を円滑に繋ぐ『全市30分道路網の構築』が図られ、安心安全な交通網の実現、さらなる観光客の増加等の有機的な機能が発揮されるものと期待されます。

七類港（しちるいこう）の臨港道路について

〔七類港の概要〕

七類港は三方を山に囲まれた上、湾口が東に向いており、冬季の北西風に対して安全な地形であることから、古くから船舶の避難に利用されてきました。

昭和26年度には港湾法による『避難港*』に指定され、国の直轄事業による沖防波堤の整備をはじめ、小型船舶の避難のための整備が行われてきました。

カーフェリー時代の到来により、昭和47年5月からは隠岐諸島へのフェリーの発着基地港となり、その後、

フェリーの大型化に伴って岸壁整備が進められ、更に平成5年4月には超高速船「レインボー」も就航し、現在では隠岐諸島の社会経済活動を支える本土側の重要な港となっています。

また、旧美保関町内に落下した隕石をモチーフとした個性的なデザインの「メテオプラザ」は、フェリーターミナルを併せた複合施設であり、平成8年3月の開館以来たくさんの利用者で賑わい、今では地域のシンボルとなっています。



※) 『避難港』

港湾法に規定される港湾で、施行令により現在は全国で36港が指定されています。

港湾法第2条9項…「避難港」とは、暴風雨に際し小型船舶が避難のため泊することを主たる目的とし、通常貨物の積卸又は旅客の乗降の用に供せられない港湾

〔港湾整備の沿革〕

昭和27年～昭和40年度：沖防波堤整備（直轄）

昭和41年～昭和45年度：七類地区でフェリーふ頭整備（岸壁（-5.0m））

昭和43年～平成2年度：猿渡地区で漁船対策施設整備（防波堤（船溜）、漁港区道路等）

昭和52年～昭和59年度：七類地区でフェリーふ頭整備（岸壁（-6.0m）（-6.5m）、商港区道路等）

昭和61年～平成10年度：猿渡地区で漁船対策施設整備（防波堤等）

平成6年～平成22年度：猿渡地区で海岸環境整備事業（突堤、緩傾斜護岸、養浜、緑地・広場等）

平成11年～平成23年度：七類地区でフェリーふ頭整備（岸壁（-6.5m）、道路（改良））

〔臨港道路〕

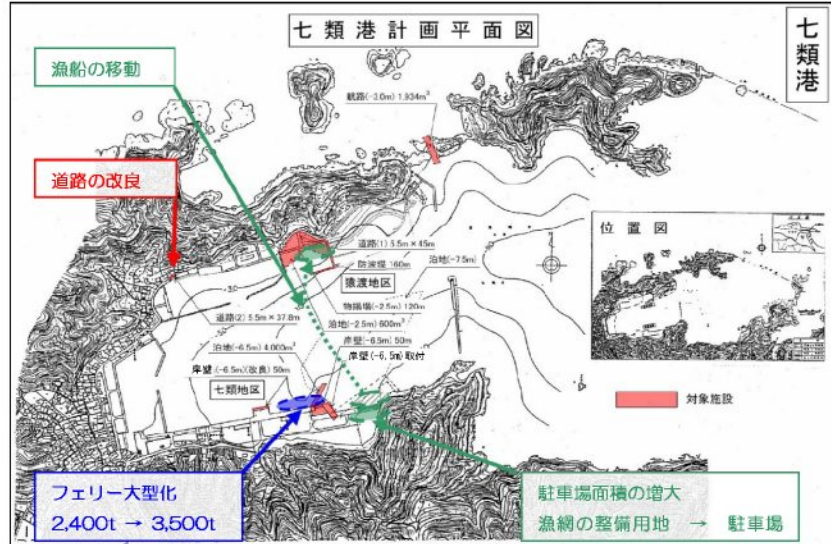
七類港の臨港道路は、湾の北および西側に位置する猿渡地区に整備された漁船対策施設間を結ぶ「漁港区道路（L=1,430m）」と、湾の南側に位置する七類地区のフェリーふ頭と市街地へ通じる国道485号および（主）松江鹿島美保関線とを結ぶ「商港区道路（L=602m）」から成り立っています。

◎ 港湾改修事業

(平成 11 年～平成 23 年度)
昭和 47 年にフェリーの発着基地となって以降、七類地区では順次岸壁整備を進めてきました。

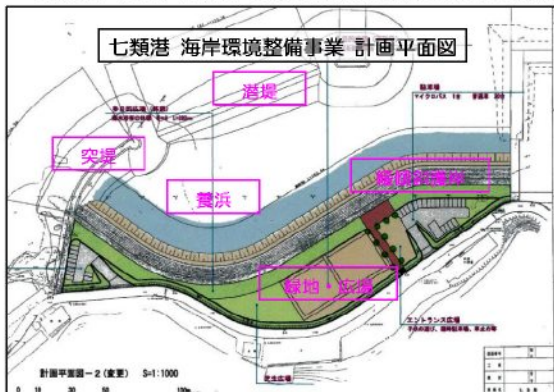
しかしながら、冬季を中心に年間 10 日程度の欠航を余儀なくされており、フェリーの大型化による就航率の向上は、隠岐航路利用者にとって切実な要望です。

そこで、県では将来のフェリーの更なる大型化に備えるため、平成 11 年度より既存のフェリー岸壁 (-6.5m) の改修事業 (L=150m⇒L=200m) に着手し、今年度末に完成の予定です。



これに併せて、繁忙期に不足するフェリー利用者の駐車場を確保することを目的に、七類地区の漁業施設を猿渡地区に集積するため、そのネックとなっていた、臨港道路の線形改良を行いました。

その結果、猿渡地区への大型車輛の往来が容易となり作業効率が向上し、漁業施設の集約が円滑に進み、これまでの七類地区の漁網整備場を臨時の駐車場として利用出来ることとなりました。



◎ 海岸環境整備事業 (平成 6 年～平成 22 年度)

七類港海岸では、昭和 40 年代に築造した既設護岸の老朽化により、背後の吸出しや陥没、風浪時における臨港道路および民家への越波被害が生じていました。

そこで、波浪高潮の被害防止と、親水性に配慮した空間の整備を図ることを目指し、平成 6 年度より海岸環境整備事業に着手し、このほど完成致しました。

新たに造成された緑地・広場は、グランドゴルフの利用者で賑わいのスペースに生まれ変わり、来夏オープン予定の海水浴場とともに、地域のみなさまに永く愛される海辺空間となること期待しています。



臨港道路とは…港湾施設間の連絡および港湾周辺的一般主要幹線とを結ぶ道路です。
国道、県道、市町村道は「道路法」に基づく道路です。
臨港道路は「港湾法」に基づく道路です。
道路法に基づかない道路は他にも農道や林道などがあります。

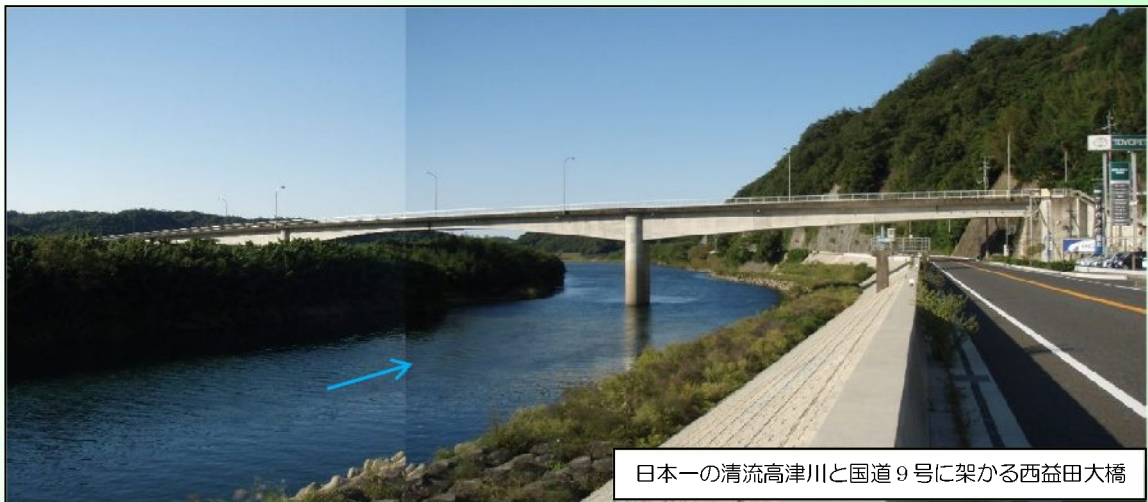
西益田大橋を補強・補修しています

益田市の西益田大橋で、県内の農道橋として初めての耐震化工事を施工しているよ。

『しまねの農業農村整備すごろく』
キャラクター ドジョウのどうじょ君



西石見広域農道は、益田市の温暖な気候を活かして生産されるメロンやトマトをはじめ、石西地域で生産される農産物の広域的な流通網や生活道路として重要な役割を担っています。このうち西益田大橋は、この路線で最も長い橋長 324m のコンクリート橋ですが、完成が昭和 59 年と古く、現在の耐震基準を満たしていないため、平成 23 年度から橋脚補強等の耐震化工事を施工しています。



日本一の清流高津川と国道 9 号に架かる西益田大橋

高校生が現場を見学

去る 12 月 13 日には、授業の一環として、益田翔陽高等学校の生物環境工学科 1 年生 35 名が工事現場を見学しました。

生徒達は、工事担当者が説明する農道の役割や工事の内容を熱心に聞き、普段間近に見ることができない工事現場を興味深そうに見学していました。



説明に聞き入る益田翔陽高校の生徒

西益田大橋の耐震化工事の内容

平成7年の阪神淡路大震災を契機に改定された最新の耐震基準を満足させるために、橋脚の補強や橋桁の落下防止等の耐震化工事を施工します。

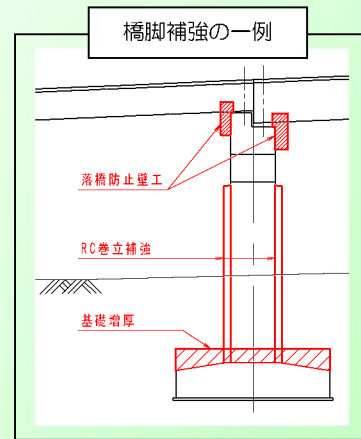
また、耐震化に併せて伸縮装置等の更新や橋面防水等の補修を行い、橋梁の長寿命化を図ります。

耐震化

- ・橋脚補強工：鉄筋コンクリート巻立
鋼板巻立
フーチング基礎増厚 等
- ・落橋防止工：PC ケーブル連結
落橋防止壁 等

長寿命化

- ・橋面防水補修、伸縮装置更新 等



平面図



- ・事業名：益田地区 農山漁村地域整備交付金及び県営ふるさと農道整備事業
- ・工期：平成22年度～平成26年度（予定）
- ・事業内容：
 - ・舗装繕工 1式
 - ・法面対策工 1式
 - ・橋梁耐震補強 2橋 等

Twitter (ツイッター) による道路情報の提供について

平成22年度の年末年始に発生した大雪を教訓に、豪雨・豪雪時の異常気象や地震などにおける道路情報提供の場として、平成23年12月13日から島根県道路情報 Twitter を開始しました。

異常気象や災害時において、道路維持課がとりまとめている県管理道路の全面通行止めおよび解除の道路情報を発信します。「road_shimane」をフォローしていただければ、リアルタイムで県管理道路の全面通行止及び解除の情報が取得できます。その他道路に関する情報についても発信しますのでぜひご活用ください。なお、道路に関する異常を発見された場合には、引き続き「道と川の相談ダイヤル」へ情報をお願いします。



「道と川の相談ダイヤル」一覽

担当地域	番号	連絡先
松江市	0852-32-5200	松江員士事務所
安来市	0854-32-4149	松江員士事務所
雲南市・飯南町	0854-42-9601	雲南員士事務所
東出雲町	0854-54-1251	仁多土木事務所
出雲市	0853-30-5769	出雲員士事務所
川辺・美郷町・西出雲	0855-72-9630	美郷員士事務所
大田市	0854-54-9720	大田事務所
江津市・新田市	0855-29-5777	浜田員士事務所
益田市	0856-31-9655	益田員士事務所
津和野町・高根町	0856-72-0511	津和野土木事務所
隠岐の郡	08512-2-9737	隠岐支庁土木事務所
石見町・石見郡	08514-7-9111	石見事務所

島根県では、国道(道庁管轄区間除く)、県道、西海道路、二級河川(道庁管轄区間除く)、二級河川、砂防・治水への急傾斜崩壊、海岸・防潮施設を監視・管理しています。

< Twitter 用語 >

ツイート：ツイッターによる「つぶやき」のこと。

タイムライン：複数のツイートが時系列にならぶログ全体を指す。

フォロー：特定のユーザーのツイートがあなたのホーム画面のタイムラインに表示されるようになる仕組み。

フォロワー：あるユーザーのことをフォローしているユーザーのこと

☆島根県道路情報Twitterへは、道路維持課ホームページより右記バナーをクリック☆



島根県道路情報 Twitter の活用例

島根県道路情報Twitterタイムライン



道路利用者(フォロワー)

road_shimaneをフォローしていただければ、リアルタイムで異常気象や災害時における県管理道路の全面通行止め及び解除の情報が取得できます。



島根県道路維持課

・異常気象や災害時において、島根県道路維持課がとりまとめている県管理道路の全面通行止及び解除の情報を発信します。
・フォローいただいた場合でも、原則フォローはしません。

異常気象や災害時における、県管理道路の全面通行止(解除)情報
【島根県道路維持課のつぶやき例】
・【道路通行規制情報】平成〇〇年〇〇月〇日〇時〇〇分より県道〇〇線〇〇郡〇〇町〇〇地区において落石があり全面通行止めとなりました。開通の見込みは未定です。迂回路は国道〇〇号、県道〇〇線です。
・【道路通行規制情報】平成〇〇年〇〇月〇日〇時〇〇分より、全面通行止めしておりました、県道〇〇線〇〇郡〇〇地区については、落石の撤去が完了し平成〇〇年〇〇月〇時〇〇分をもって通行規制を解除しました。